

市民税・県民税更正(決定)通知書

第 年 月 日 号

様

横浜市 区長 印

地方税法第328条の9第 項の規定に基づき、次のとおり更正(決定)しましたので通知します。
 なお、不足税額のあるときは、納入書により納期限までに納入してください。

年 月 分

申告書提出期限	年 月 日	申告書提出年月日	年 月 日
	退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額	市民税額	県民税額
更正(決定)による税 額等	円	円	円
既に納入の確定した 税額			
差引過()不足税額	-		
延滞金	地方税法第328条の5第2項又は第321条の5の2第1項の納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、その不足金額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。)について年14.6パーセント(本件更正(決定)に係る納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント(当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日現在の公定歩合に年4パーセントを加算した割合。ただし、年7.3パーセントを限度とする。))の割合で計算した金額		
更正(決定) による 加算金額	過少申告 不申告加算金額	円	円
	地方税法第328条の11第3項の規定 による減額分		
	差引納入額	-	
納期限	年 月 日	納入場所	横浜市指定金融機関・横浜市収納代理金融機関 横浜市内郵便局・指定郵便局
	住所 区	氏 名	住所 区
更正(決定)の 対象となっ た納税者	区		区
	区		区

(A4)

(備考)

- この様式は、分離課税に係る所得割の更正又は決定をした場合に、特別徴収義務者に通知する際用いるものである。
- 様式の下欄には、教示について記載することができる。